

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

248
05/12/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュエネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

原子力空母のウソを暴く

原子力空母の能力は通常艦と同じで コストは遥かに高い 横須賀母港化は困難で 高かつく 98年「GAO報告書」

米国防総省は、12月3日、キティホークの後継として横須賀に配備される原子力空母がジョージワシントンであることを正式発表した。この発表をフォローした12月7日付『星条旗新聞』(太平洋版)の記事で、在日米海軍司令部のスポークスマンは、神奈川県知事と横須賀市長の強い反発があることを認めつつ、「ワシントンとキティホークの主要な相違は、施設ではなく戦略である」として、次の2点を強調した。第1には、施設の上では大きな変更はない。ワシントン乗組員数も家族数もキティホークと同じである。第2に、ニミッツ級原子力空母は、通常型空母よりも遥かに能力が高い。すなわち、原子力空母は通常型の2倍の航空燃料、より長い飛行甲板を持ち、より多くの兵器を貯蔵可能である。そして緊急時の作戦における配備可能期間は通常型の2倍である。

この主張は、10月28日の合意を「他に選択肢のない規定路線」として地元へ押し付けるために、様々な形で流されている情報と軌を一にするものである。

日米政府は、原子力空母の配備合意を合理化するために、次のような理由を述べている。

2008年には、米海軍は原子力空母しか保有していない。原子力空母の原子炉は安全であり事故を起こしたことはない。

入港中は原子炉を止めるなど万全の安全体制をとる。

原子力空母は通常型よりはるかに能力が高い。

原子力空母は通常型に比べてコストパフォーマンスが良い。

については、本誌247号で報じたように、米議会が「06会計年国防認可法」において、通常型空母ジョン・F・ケネディの艦齢延長工事を承認するとともに、空母を現在の12隻から11隻に減らすにあたっては、日本の原子力空母受け入れ承認を条件とすることを定めようとしている。つまり2008年以降も通常型空母が現役で残る可能性は残っている。(原子炉の安全性)についても、空母の原子炉がそ

今号の内容

原子力空母のウソ 「宿命論」に騙されるな

東シナ海ガス田への視座
冷静な対処こそが大事

混迷深めるイランの核問題

国連総会・核軍縮決議投票結果速報

「日本決議」とNAC決議」

【連載】いま語る4 宮島達男さん 造形美術家

1月1日号は15日号との合併になります

もそも設計上の無理を重ねたものであり、構造上の詳細は機密とされているため、安全性の上で大きな疑問があることも、本誌246号において指摘したとおりである。

ここでは、上記論点のうちから について、日米政府の説明を検証する。とりわけ、原子力空母の能力やコストパフォーマンス、さらには横須賀母港化の妥当性については、米国内でも疑問視する声があり、論争はまだ決着していないことを、98年の米会計検査院(GAO)の報告書に基づき明らかにする。

「万全の安全体制」は本当か？

停泊中の原子炉停止

11月23日付「共同通信」などによれば、米国政府が日本政府に伝えている原子炉の運用方針は、「入港直前から出港直前まで原子炉の運転を停止し、停泊中は陸上の電力を利用する」というものである。これは、1961年に日米間で交わされた原子力潜水艦の寄港に関する合意文書「エードメモワール」の次の規定が、原子力空母においても踏襲されることを意味すると思われる。「入出港は原子動力によって行われる。補助動力の使用では運航上の安全を確保するために十分な操縦性を発揮することができない。原子炉は、通常、碇泊後間もなく停止され、通常出港の数時間前に始動される。潜水艦より遙かに大型で操縦性の悪い空母であれば、補助動力の使用はいっそう好ましくないことは明らかである。しかもこの条文は、裏を返せば、原子炉の停止・起動という動作が、横須賀の人口密集地に近い12号パースで行われ、出力上昇・低下を伴う過渡的運転状態にある熱出力60万キロワットの原子炉が、横須賀港と交通稠密な東京湾内を移動するという異常かつ危険な状況の日常化を意味するものであり、決して「安全性の保証」の根拠にはならない。商用原子炉では想定外のこのような運転条件に見合った安全審査は、仮にその前提を受け入れるとしても、常識的に考えればきわめて複雑かつ時間のかかるものになる。日本政府は、原子炉の構造はもとより詳細な運転条件の情報公開を求め、徹底的な公開の安全審査を行うべきである。

燃料棒の交換は行わない

燃料棒の交換について、エードメモワールでは「通常の原子力潜水艦の燃料交換及び動力装置の修理を日本国又はその領海内において行うことは考えられていない」とされている。この合意書が想定しているのは原子力潜水艦の「寄港」であり、母港としての配備ではないこと、また「考えられていない」という含みのある表現になっていることに注意しなければならない。

一方では日本政府が、06年度から数千億円を投じて燃料棒交換などを目的とした新たな補修施設の建設を検討するほか、放射能漏れ事故を防ぐための安全対策作りを進めるとの報道がある(10月29日『日本経済新聞』)。その後日本政府はこの報道を否定しているが、信用が回復されているとは到底言えない。もし日本政府が真剣に地元自治体や市民を説得しようと思うならば、「日

本の港では燃料交換と動力装置の修理を行わない」ことを確約させる外交交渉を行ない、文書合意を残すべきである。後述するように、このような制約を守るためには、米海軍はメンテナンス方針を大きく変更しなければならない。

98年「GAO報告書」

1998年、米会計検査院(GAO)は、議会の要求に応じて「海軍航空母艦 通常型と原子力の費用対効果」(GAO/NSIAD-98-1)と題された報告書¹を出した(以下「GAO報告書」)。これは、「94会計年国防認可法」に従い、「米国の兵器群でもっとも高価な」原子力空母の経済性を検討することを目的とした調査研究報告書である。当時は、94年の「ボトムアップレビュー」と97年のQDR(四年期国防見直し)に基づき、空母は12隻体制をとっていた。内訳は通常型4隻、原子力8隻である。これが08年の通常型1隻、原子力11隻を経て2018年までに、段階的にすべてが原子力に置き換えられるというシミュレーションが前提とされている。

GAO報告書は、原子力空母と通常型空母の運用における費用対効果と トータル・ライフサイクル・コストの比較を行い、全てを原子力空母とした場合の日本への母港化と太平洋地域への海外プレゼンスへの影響を検討するという三部構成である。「全空母原子力化」は、当時より日本への原子力空母配備と直結する文脈で捉えられていた。

以下、報告書の要点を紹介する。

(1) 通常型と原子力は、能力的には大差はない
GAOは、海外展開能力、危機対応能力、そして戦闘能力の三つの角度から両者を比較し検討した。GAOが到達した結論は、「原子力空母と通常型空母にはそれぞれに利点があり甲乙付けがたい」というものであった。

海軍が提供したデータを分析した結果次のようなことがわかった。

通常型も原子力型も、最高速度は同等であるが、長距離航海においては通常型は燃料補給が必要な分だけ目的地に到達するまでの時間が少しだけ長くなる。例えば、米西海岸からペルシャ湾までの12,000カイリを28ノットの速度を維持して航海した場合、目的地への到着時間には6時間の差が出る。東海岸から地中海の4,800カイリであれば、その差は2時間に縮まる。この差は本質的にはほとんど意味がない。なぜなら、ここには随伴艦(多くは通常型)の給油時間が考慮されていないからである。空母戦闘団の移動速度は、空母の動力が何かということではなく、むしろ随伴艦の給油時間に支配される。

一方、原子力空母は推進用燃料を積む必要がないので、搭載可能な航空燃料や弾薬の量が通常型よりはるかに多いという一般にも常識として受け入れられている説明も、GAOの見解では、燃料などの搭載容量の差は、主として艦の設計方針によって生じる差であり、動力の違いによる寄与はわずかである。「設計方針」とは端的に言えば艦の大きさである。「艦の長さ、高さ、そして幅に

よって決まる艦の容積が、貯蔵可能な航空燃料と弾薬の量を決定する。(略ニミッツ級原子力空母の容積はケネディ型通常空母より10%大きい)。GAO報告はこのように述べた上で、1964年にリコーパー提督が海軍長官に宛てた書簡を引用している。提督はそこで、「エンタープライズの艦体はケネディより50フィート長い。その結果、弾薬の貯蔵量は60%増加する。...通常型空母をエンタープライズのサイズで建造することも可能である。そうすれば、弾薬量はエンタープライズと同等になり、航空燃料量は少し(15%)増加するであろう」と述べている。

湾岸戦争の実績では、航空燃料の給油間隔は、通常型では2.7~3.1日、原子力型では3.3日と大差はなかったとGAOは評価した。

(2) 原子力空母は

ライフサイクルコストが高い

GAOの推計によれば、耐用年数を50年とした場合、原子力空母の調達、運用、支援及び退役・廃棄に要するライフサイクルコストは、22億ドル余りであり、通常型(14億ドル)より58%高い。

原子力空母の調達及び中間的な改良・補強工事に要する費用は、通常型の約2倍である。運用及び支援コストも34%高い。これは原子力空母では特殊な支援組織・活動と特別な資格を持った(従って給与水準の高い)要員が必要だからである。地上のエンジニアリング要員も130人多く必要である。

民間の造船所で行われる長期オーバーホールにおいても、厳格な部品材料規格や品質保証、質の高い熟練技術者が求められるのでコストは上昇する。艦齢を終えた原子力空母の廃棄コストは通常型の20倍である。このほとんどは、高放射性的の使用済み燃料、装置や材料の除染コストである。

(3) 原子力空母の横須賀母港は

困難でコストがかかる

GAO報告は特別に1章を設けて、原子力空母の横須賀母港について検討を加えている。到達した結論は「原子力空母の横須賀母港は困難かつコストがかかる」というものであった。

施設の追加建設・改良に多大なコストが必要
海軍は、1995年に「ニミッツ級(原子力)空母の母港化コスト比較 ノースアイランド海軍航空基地(サンディエゴ)とロングビーチ海軍造船所」という調査研究を行った。すでに通常型空母向施設が整備されている点で、ノースアイランドは横須賀と共通する要素が多い。ノースアイランドで追加的に必要とされた施設建設・改良には、埠頭の建設、管理区域化された工業施設、艦船メンテナンス施設、メンテナンス支援施設、水路及び回船用ドックの浚渫、埠頭における電力施設の増強などが含まれ、総面積はフットボール場の4.5倍、費用は2億6,000万ドルと見積もられた。

翻って、太平洋軍司令部の施設・兵站担当の高官がGAOに語ったところによれば、横須賀で原子力空母を

受け入れるためには、原子炉メンテナンス施設に加えて、埠頭の拡張と補強、埠頭内のクレーンの大型化、停泊中に原子炉の冷却水ポンプを動かすための電力供給施設の改良・増強、バックアップ電力施設と商用電力の増強が必要である。また、管理区域内における脱塩水も使用可能でなければならない。水深も通常型空母の45フィートより大きな50フィートが必要とされる。この高官は横須賀の海底の岩盤が固いので岩盤に発破をかけなければ浚渫できないであろうとも語っている。一方、ドライドックの改修も必要となると思われるが、この点については海軍から見解は示されていない。

追加施設建設のスペースは限られている

海軍は、原子力艦の推進システム部分が通常型と基本的に同じものであるにもかかわらず、そこへの米国民(作業員など:筆者注)の接近を制限している。このためには、原子炉周り以外の艦船修理施設も原子力空母と通常型空母で別々にしなければならない。太平洋司令部の高官によれば、横須賀では追加施設建設を行うスペースが無く、現存する通常艦船用施設も分散しているので、既存施設の転用も難しい。国務省高官がGAOに明かしたところによれば、横須賀港は立っている上、横須賀市街と近接しているので拡張も制約される。

家族住宅などの人員支援施設はすでに不足している

太平洋艦隊・参謀会議副議長(陸上施設管理担当)によれば、横須賀ではすでに家族及び単身者用住宅が1,200戸不足している。原子力空母の母港化によってさらに200家族が増える。メンテナンス時に一時滞在する原子力関係の技術者のことを考えれば、住宅不足はさらに深刻になる。

承認に長いプロセスを有する

太平洋軍高官によれば、横須賀における施設改善費用は「施設改善計画(FIP)」によって日本が負担する。しかし、計画承認には長い時間を要する。同高官の予測では、原子力空母母港化のための施設改善が承認されるには5~7年が必要である。

他の海外母港の可能性

海軍の「海軍前進プレゼンス報告書(94年)」によれば、原子力空母の海外母港は、受入れ国で反対にあう可能性がある上、場合によっては修理を本国で行う必要が生じるなど複雑な問題を抱えている。同報告書は、原子力空母の海外母港は高価な上、政治的に受け入れられない可能性があると推定した。

GAO報告書は、結論として原子力空母の横須賀母港化には悲観的な見通しを示し、海軍が全空母の原子力化にこだわるならば、配備・メンテナンスのサイクルを見直して、米本国の太平洋岸に新しい母港を置くことも含めて検討する必要があると指摘している。しかし、98年

4ページ下段へつづく



東シナ海ガス田への視座 中国は自制している

石油が採れる鉱区を油田と呼び、天然ガスが採れる鉱区をガス田と呼ぶ。合わせて油ガス田とも呼ばれる。実際には掘ってみなければどちらが主体となるか予測が困難らしい。問題の東シナ海(中国では「東海」と呼ぶそうだが韓国の呼ぶ「東海」とは違う)の油ガス田では、ガスが中心と予測されており、ここではガス田と呼ぶことにする。

さて、東シナ海で中国がガス田を開発していることに関して、日本と中国の間で利害が対立し、緊張が続いている。今のところ、両国政府は平和的解決を目指して交渉を継続している。しかし、両国とも制御のできないナショナリズムに火がつく国内事情をもっており、両国間の火種として注視しなければならない。冷静な議論を持続させるための心ある市民の努力が極めて重要である。ピースデポは、東北アジア非核兵器地帯の設立など、東北アジアにおける紛争の平和的解決を目指すための枠組みの開発をテーマとして取り組んできたが、その観点からこの問題に関心を持った。

12月に海洋政治が専門の都留康子(学芸大学)さんと国際法が専門であり中国人の孫占坤(明治学院大学)さ

3ページからつづく

時点においても、現在も、西海岸には新しい原子力空母の母港を受け入れる支援施設は無い。

GAOの分析に対して、DOD(国防総省)は次のように反論した。横須賀の艦船修理施設はGAOの言うほどの改修を行わなくても原子力空母の適応できる。推進システム部以外のメンテナンスはそこで可能である。母港化されれば、メンテナンス計画を修正して、一時的にチームを派遣したり、定期的な工廠レベルのメンテナンスは本国で行い、その間際の空母を交代配備するなどの方法をとることができる。しかし、一定程度の施設改修が必要であることはDODも認めた。

異常さきわ立つ 「10月28日米合意」

98年のGAO報告は、特定の結論を導く代わりに、ここに示されたような観点から、海軍が空母の原子力化計画を精査することを期待している。この報告から7年がたち、残された通常型空母が2隻のみとなった現時点においても、GAO報告が提起した議論に明確な出口は見えていない。少なくとも明らかなのは、冒頭の横須賀基地のスポークスマンが言うように「原子力は、はるかに能力が勝る」、「新しい施設は必要ない」という主張には大きな疑問が残されているということである。

んを講師として、この問題を考える講座を持ったが、それを基礎に問題点を整理しておきたい。

経過

5ページの経過年表は新聞記事を基礎に作成したものである。それによると、2003年8月に春暁ガス田(日本と中国の中間線から数キロ。5ページの地図参照)において中国が本格的に開発を開始したことが分かり、日本政府もこの頃から問題を取り上げるようになった。当時、中国はロイヤル・ダッチ・シェルとユノカルとの2社の国際石油資本との共同開発で取り組んでいたが、04年9月に2社は撤退し、中国単独の事業となった。

日本は日本の排他的経済水域(EEZ)の資源が吸い取られるのではないかと、また、日中間で争いのある日本の主張するEEZに眠る資源にまで中国が開発の手を伸ばすのではないかと、といった危惧をもって中国との2国間協議を開始した。協議は局長級でこれまで3回行われている。第1回(04年10月25日、北京)、第2回(05年5月30-31日、北京)、第3回(05年9月30日、東京)であった。第3回において、10月中に第4回を開催することを合意したが、実

間もなく結論が公表される予定の2005QDR(四年期国防見直し)では、空母を11隻に減らすという選択肢が検討対象となっている。米議会調査局が今年2月に示した「11隻体制のシナリオ」¹⁾には、艦齢40年を越した原子力空母エンタープライズや艦齢25年のカールビンソンを艦齢延長を行わずに早期退役させるといった選択肢さえ挙げられている。米国が持っている選択の幅は、我々の想像以上にダイナミックなのである。

前出の「06会計年国防認可法」は、このような議論に抗してあくまでも空母12隻体制を守ろうとする米議会の意向を色濃く反映したものである。その根拠として日本が「原子力空母を受け入れる」ことが必要なのだ。

このように、<日米安保条約 空母の横須賀配備 原子力空母の横須賀配備>という連環は、決して自動的なものでも宿命でもなく、結節点にはいくつかの選択肢が存在する。市民と自治体が、宿命論の前に立ちすくむ理由は何ひとつない。GAO報告に示された議論を見れば明らかなように、日本政府の没主体的・対米追随方針は、まさに異常と言う他はない。(田巻一彦)

注

1. <http://www.fas.org/man/gao/nsiad98001/ns98001.pdf#search=Navy%20Aircraft%20Carriers%20Costeffectiveness>
2. 米議会調査局(CRS)報告書「海軍の空母:ケネディの退役提案 議会の論点と選択肢」(RL32731) 本誌第228・9号参照。

現していない。

現在、日中協議で日本側は、中国に対して3点の要求をしている。

- 中国の開発中止
- 鉱区データの提供
- 中間線付近での共同開発

それに対して、中国は、を筋違いの要求だとして拒否をしている。に関しては中国の方が先に共同開発案を提案していた。日本案とは開発区域が異なる提案である。中国側はまた、共同開発について合意ができれば、必要なデータの提出も検討しようとの立場である。

また、日本、中国とも第2回協議で境界を画定する法律家専門家作業グループの設置に合意し、その作業が行われている。

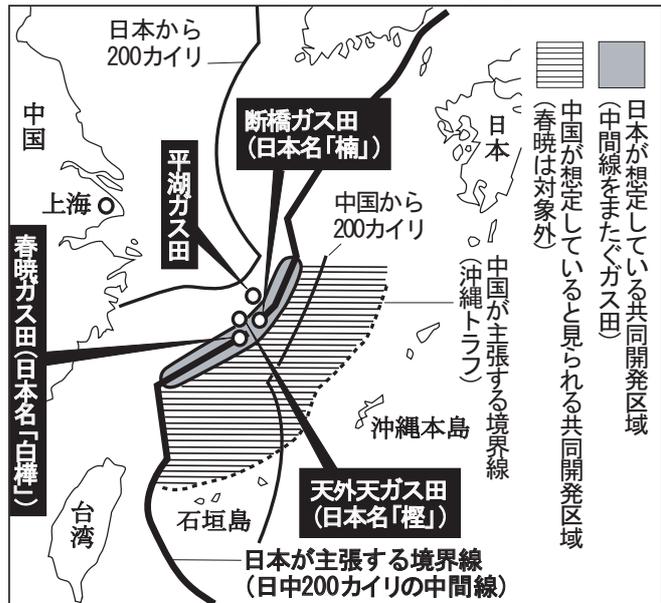
経過の中で、日本政府(経済産業省)が今年の4月には中国が開発している油田に日本名を付け、4月13日に企業に試掘権を与える手続きを開始した。7月14日に、帝国石油が試掘権を与えられた。中国名と日本名の対比は、春暁=白樺、断橋=楠、冷泉=桔梗、天外天=櫻など。

検討すべき視点

ガス田問題の平和的解決を考えるときに視野に入れるべきいくつかの点がある。

- 1 国際法から見た境界問題
- 2 尖閣諸島(釣魚島)など領土問題との関連
- 3 ガス田開発の経済性
- 4 軍事的諸問題との関連

東シナ海でのガス田開発



2005年9月30日「朝日新聞」を参考に作図。

5. 開発に伴う環境問題

日本政府も中国政府も、今回のガス田問題を尖閣諸島の領土問題と直接絡めないで対処しようとしている。それは理性的な判断であり、幸いこれは当面の緊急問題ではなくなった。とはいえ、私たちは絡み合う視点として関心を持ち続け、理解を深めることが必要である。

3の問題は、今後の共同開発のあり方を考える上で密接に関係して来るであろう。猪間明俊さん(石油資源開 6ページ下段へつづく)

東シナ海ガス田問題の経過

2003年				を視察。
8月	中国、日中中間線から数キロ中国側の春暁ガス田、本格開発に着手。	4月13日	経産省、試掘権認可の手続き開始を発表	
	ロイヤル・ダッチ・シェル、ユノカルの2社との共同開発。	4月17日	日中外相会談。	
2004年				主に反日デモに関して会談。町村外相、謝罪や賠償、再発防止を求めるが、李外相はこれを拒否。
4月22日	海洋調査を巡り日中協議。	4月28日まで	帝国石油、石油・ガス田試掘権申請の方針を決定。	
	中国の海洋調査船が日本のEEZで事前申請をせずに活動していることに対し、西宮アジア太平洋州局審議官が北京を訪れ、中国側に国連海洋法条約を順守するように申し入れ。	5月30 - 31日	第2回日中局長級協議(北京)	日本は開発中止を求め、中国はこれを拒否。共同開発を求める中国側が初めて具体案を提案。境界画定について話し合う法律専門家作業グループの設置で合意。
7月	日本、3次元地下構造調査を始める。			経産省、帝国石油に試掘権を許可。
8月26日	中国、春暁ガス田で輸送管施設着手。	7月14日		東シナ海中間線付近で海上自衛隊P3C哨戒機が中国海軍の軍艦5隻を確認。
9月	ロイヤル・ダッチ・シェル、ユノカルが「商業的理由」で共同開発撤退発表。	9月初め		中国海軍艦のうち1隻が砲身を海自哨戒機に向け威嚇?
9月7日	中国政府、日本政府が求めていた、春暁などの鉱区データの提供を拒否。	9月19日		海自P3C、天外天で生産開始の煙を初めて確認。
10月25日	第1回日中局長級協議(北京)	9月20日		中川経済産業相、生産開始と発表。ガスが石油かは不明。
	日本、鉱区データの提供を改めて要求。中国、拒否。「日本が主張するEEZ内に、中国が複数の鉱区を設定した」という情報の真偽について日本が確認を求めたところ、中国は「日本が心配するようなことはない」と説明。	9月30日		第3回日中局長級協議(東京)
2005年				日本政府、共同開発案を初めて提案。中国は次回協議で回答の方針。日本の資料提供要求に対し、共同開発の原則合意の後に議論しようとする。
2月21日	外務省、中国公使に開発中止を申し入れ			自民党・海洋特別権益委員会、「海洋構築物の安全水域に関する法案」を来年通常国会での提出を目指す。
4月	日本、ガス田に和名を付ける(春暁=白樺、断橋=楠、冷泉=桔梗、天外天=櫻)	12月1日		
	3次元調査の結果、2つのガス田(断橋、春暁)が日本側までつながっていると結論。			
4月9日	自民・民主・公明の国会議員がガス田上空			

対イラン戦略で綱引きする 米・日・EU3

これまでの経緯

イランの核開発問題をめぐる外交上の駆け引きが続いている。2002年8月のイラン反体制組織による暴露をきっかけに国際的注目を集めたイラン核問題は、核開発の意図を否定し、原子力の「平和利用」を一貫して主張するイランと、その真意を疑問視し、懸念を強める国際社会との対立構造を保ちながら今日に至っている。

03年2月に始まったIAEA(国際原子力機関)の調査に

5ページからつづく

発元取締役)によれば、この地域にガス田を見つけたとしても、よほど埋蔵量が大きい巨大ガス田でなければ日本にとって経済的に成立せず、パイプラインで中国に持って行くのが得策であり、その点からも共同開発が日本にとって利益であるという。

また、経済性の問題に関連して、油ガス田を掘り当てるのには試掘を繰り返さねばならず、リスクのある膨大な投資を必要とする。したがって、日本政府が「中国にデータ提出を要求することは国際常識を逸脱している」という「工業製品メーカーに特許技術をよこせと強要するのと同じくらい無礼なこと、非常識も甚だしい」と猪間さんは書いている²。

境界問題

以下では、1の国際法に基づく境界問題について考える。前述のピースデポの講座での学習を元に整理すると、当面必要とする知識は次のようなものである。

関係する国際法には、大陸棚条約と国連海洋法条約がある。200カイリまでは海底資源に関して両条約は等しく沿岸国に権利を認めている。200カイリを超える大陸棚に関して一定の範囲で同様の権利を認めている。

一方、両条約とも向かい合う沿岸を持つ国々の大陸棚やEEZの境界を画定する問題について規定している。一言で言えば関係国が話し合いで決めなさい、決められない場合は国際司法裁判所の手続きに従って提訴しなさい、という規定である。話し合いのときに考察される要素は、理論と判例によると、a.大陸(島も含む陸地)の自然延長論、b.沿岸の中間線論、c.相対する沿岸線の長さ(小さな島の自然延長と大陸の自然延長の強弱を沿岸線の長さで区別する)などがある。

このような状況で冷静に考えると、中間線より中国側の海域については、法的にまったく争う余地がない。中国がこの海域に限定して開発を開始したことを、中国の挑

り、ウラン濃縮やプルトニウム分離といった活動を含む、イランの度重なるIAEA保障措置協定違反が明らかになった。その後、イランによる追加議定書(立ち入りの認められていない場所への予告なしの立ち入り)をIAEAに認めるなどへの署名(03年12月)など、国際機関による査察に一定の前進が認識されてきたが、同国の核開発疑惑を払拭するまでには至らなかった。

こうした事態の打開に向け、イランとの協議にイニシアティブを発揮したのがフランス・ドイツ・イギリスの欧州連

発行為であるかのように日本のメディアが伝えているのは誤った伝え方である。むしろ、抑制した姿勢を窺うべきである。

問題は、争いのある海域に海底でガス田がつながっている可能性があることをどう考えるかである。この点に関して、猪間さんの感覚だと数キロ離れていけば文句が言えない、という「早いもの勝ち」の世界なのである。では、日本が早いもの勝ちになれたのであろうか。

地図を見て明らかのように、中間線より沖縄よりの海域が中国の大陸棚にあることは否定しようがない。ここは中国が強く自然延長を主張できる。つまり、日本が国際法上の権利として、争いなく開発できる海域はこの近くにはないのである。提訴すれば、国際司法裁判所は中間線より先かなり東側に境界線を裁定する可能性を否定できない。

このような状況のなかで、日本が中間線近くに試掘権を企業に与えたのは賢明なのだろうか。それこそ、挑発行為であり、両国のナショナリズムを悪いスパイラルに引き込む誤った政策ではないのか。

もし、日本がこの海域の資源が欲しいのであれば、共同開発を中国が提案していることは、絶好のチャンスである。日本が手をつけることのできない海域にリスクを分かち合いながら手をつけることができるのである。冷静に交渉に臨むべきである。

都留さんは、「国際法は道具であって、道具を使うことのできる良好な日中関係こそが大切」と強調していた。そのために、「市民の役割こそ鍵を握る」とも。そして、孫さんは十分に平和解決できるテーマであるという確信を私たちに与えた。(梅林宏道、経過年表は塚田晋一郎)

注

1. 私の視点「ガス田、共同開発が国益」(朝日新聞、05年4月23日)「東シナ海資源・共同開発が唯一の道」(軍縮問題資料、05年7月号)「政府は本気なのか」(軍縮問題資料、05年10月号)
2. 同上

合(EU3)か国であった。04年11月15日、イランと3か国の間でイランの核問題に関する「パリ合意」が発効した。法的拘束力のない自発的な信頼醸成措置ではあったが、この合意によってイランはすべてのウラン濃縮・再処理活動の停止を約束し、EU3か国とイランによる長期的取り決めに関する交渉が開始された。

しかし、05年8月、中部イスファン近郊の施設において、イランがウランの「転換作業」を開始したことが明らかになった。ウラン濃縮活動停止の見返りとしてEU3か国が示した提案が不十分というのがその理由である。「ウラン転換」とは、ウラン鉱を精錬した俗にイエローケーキと呼ばれる製品から六フッ化ウランを製造する工程のことで、ウラン濃縮の前段階にあたるものである。この運転再開はIAEAに通告されており、それ自体が核不拡散条約(NPT)やIAEA保障措置に違反するというわけではない。しかし、交渉継続中は転換施設の運転を中止するとして上記のEU3か国との合意を完全に無視した行為であった。

この動きを受け、8月11日にIAEA特別理事会は深刻な懸念を表明、ウラン濃縮活動の完全停止をイランに要求する決議を採択したが、イランは応じなかった。8月16日には、強硬派で知られるイランのアフマディネジャド大統領が核燃料サイクルの達成を盛り込んだ新しい政策大綱を発表するなど、国際社会の要求に逆行するイランの姿勢がますます明白になっていった。9月24日、IAEA理事会はイランのIAEA保障措置協定の違反を認定するとともに、イランに対し再度ウラン濃縮関連・再処理活動の再停止等を求める決議を採択した。

分裂した理事会決議

9月24日のIAEA理事会決議(GOV/2005/77)¹をめぐるとの動きは、イランの核問題をめぐるとの各国の複雑な思惑の絡み合いを示すものであった。決議はイランの保障措置協定違反を指摘し、同国にウラン濃縮活動の「完全で持続的な停止」「追加議定書の早期批准と完全な実施」等を求めたものである。安保理付託に関しては具体的な時期を明記せず、IAEAのエルバラダイ事務局長に再び報告を求め、その結果によって今後の理事会にて検討するとの旨が盛り込まれた。

争点となったのは、この国連安保理への付託問題であった。EU3か国が提案したこの決議には、当初、この段階においての安保理付託を求める内容が盛り込まれていた。しかし、ロシアなどが反対を表明したことから、全会一致での決議採択が極めて困難となった。採択はついにIAEA理事会としては異例の投票へと持ち込まれた。その結果、賛成22か国、反対1か国(ベネズエラ)、棄権12か国(ロシア、中国など)の賛成多数で決議は採択された。

IAEA理事会は全会一致が原則である。上記のような結果は、イランの核問題をめぐるとの国際社会の分裂を鮮明に表すものとなった。「国連総会首脳特別会合の議論に失望し、今度は理事会の分裂。望ましい状況ではない」とエルバラダイ事務局長は訴えた²。

付託の見送り

9月の理事会決議における決定を受け、11月18日、エルバラダイ事務局長は、「イラン・イスラム共和国におけるNPT保障措置合意の実施」と題された報告書を理事会に提出した³。報告書は、イラン側からの協力の実績として、IAEAに対する追加資料の提示やイラン政府関係者への聞き取り調査が実施されたことなどを評価する一方、イランが立ち入り調査を求めたすべての施設へのアクセスを認めていないこと、未申告の高度なウラン濃縮計画(P2)に関する十分な資料が出されていないことなどを挙げ、イランの履行が未だ不十分であると結論づけるものであった。

しかし、11月24日に開かれたIAEA理事会においても、イラン核問題の安保理付託に向けた行動は起こされなかった。翌25日に閉会した理事会は、EU3か国とイランとの交渉再開を求める内容を盛り込んだ「議長要約」を承認することに留まり、この問題の安保理付託を再び見送る結果となった。

妥協案を支持する米欧

この背景にあるのは、ロシアによる妥協案をめぐる各国の水面下での動きであった。ロシアがイランに提示した妥協案とは、濃縮ウラン計画を放棄する見返りとして、イランが転換作業を自国で行うことを認めるというものである。濃縮作業はロシアで実施され、そこで生産された低濃縮ウランは、核燃料材料としてイランに返還される。加えて、イランは8月にEU3か国が提案したような経済、技術、安全保障の面における見返りを受けることとなる。

11月はじめ、米欧はロシアの妥協案を支持する姿勢を明らかにした。イランの転換作業を認めることは、これまでの米国と欧州の方針からは大きな転換である。たとえば米国のラドメーカ-国務次官補(軍備管理担当)は、10月3日の国連総会第一委員会での演説において、「いかなる政府もイランに新たな核燃料や技術を供給すべきでなく、イランは現在進行中のすべての核関連計画を凍結すべき」と妥協しない姿勢を見せていた⁴。

米国務省筋によれば、EU3か国はこのような妥協がイラン政府に対する国際的圧力の強化に繋がるとしてプッシュ政権を説得したという。また、米欧が安保理付託より先この妥協案を検討するほうが賢明であると舵を切り替えた背景には、当然ロシア、中国への外交戦略が念頭にある。イランとエネルギー問題でつながりの深い両国は安保理委託に対して反対を表明してきている。安保理にて拒否権を持つ両国の支持が見込めなければ安保理決議の採択は望めないからである。

国際的孤立を深めるイラン

一方のイランは強硬姿勢を崩さずにいる。11月16日、イスファン近郊の施設において、イランが新たなウラン濃縮

8ページ下段へつづく

国連総会、日本決議・NAC決議を採択

12月8日、第60回国連総会本会議において、核軍縮関連の決議案に対する投票が行われた。日本政府が提出した決議案「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」は、賛成158、反対2、棄権7で採択された(決議60/65)。新アジェンダ連合(NAC)提出の決議「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」は、賛成153、反対5、棄権20で採択された(決議60/56)。NAC決議の主文第4節については、第一委員会と同じく別途に投票が行われ、採択された。それぞれの決議の全訳および解説については、本誌246号を参照してほしい。

国連総会本会議での投票結果

編集部注:全体投票のみの結果。新アジェンダ決議案では部分投票も行われた。

y=賛成
n=反対
a=棄権
- =欠席

国名	(新アジェンダ決議案)	(日本決議案)	2005年12月8日	新アジェンダ決議案	y:153 n:5 a:20	2005年12月8日	日本決議案	y:168 n:2 a:7	
アフガニスタン	y y	コンゴ	y y	インド	n n	モザンビーク	y y	シンガポール	y y
アルバニア	a y	コスタリカ	y y	インドネシア	y y	ミャンマー	y a	スロバキア	y y
アルジェリア	y y	コートジボアール	y y	イラン	y a	ナミビア	y y	スロベニア	a y
アンドラ	y y	クロアチア	y y	イラク	y y	ナウル	- -	ソロモン諸島	y y
アンゴラ	- -	キューバ	y a	アイルランド	y y	ネパール	y y	ソマリア	y y
アンティグア・バーブーダ	- y	キプロス	y y	イスラエル	n a	オランダ	y y	南アフリカ	y y
アルゼンチン	y y	チェコ	y y	イタリア	y y	ニュージーランド	y y	スペイン	a y
アルメニア	y y	朝鮮民主主義人民共和国	y a	ジャマイカ	y y	ニカラグア	y y	スリランカ	y y
オーストラリア	a y	コンゴ民主共和国	y y	日本	y y	ニジェール	y y	スーダン	y y
オーストリア	y y	デンマーク	y y	ヨルダン	y y	ナイジェリア	y y	スリナム	y y
アゼルバイジャン	y y	ジブチ	y y	カザフスタン	y y	ルルウェー	y y	スワジランド	- -
バハマ	y y	ドミニカ	y y	ケニア	y y	オマーン	y y	スウェーデン	y y
バレーン	y y	ドミニカ共和国	y y	キリバス	- -	パキスタン	a a	スイス	y y
バングラデシュ	y y	エクアドル	y y	クウェート	y y	パラオ	a y	シリア	y y
バルバドス	y y	エジプト	y y	キルギス	y y	パナマ	y y	タジキスタン	y y
ベラルーシ	a y	エルサルバドル	y y	ラオス	y y	バプアニューギニア	y y	タイ	y y
ベルギー	y y	赤道ギニア	- -	ラトビア	a y	パラグアイ	y y	旧ユーゴ・マケドニア	a y
ベリーズ	y y	エリトリア	y y	レバノン	y y	ペルー	y y	東チモール	y y
ベニン	y -	エストニア	a y	レソト	y y	フィリピン	y y	トーゴ	y y
ブータン	a a	エチオピア	y y	リベリア	y y	ポーランド	a y	トンガ	y y
ボリビア	y y	フィジー	y y	リビア	y y	ポルトガル	a y	トリニダードトバゴ	y -
ボスニア・ヘルツェゴビナ	y y	フィンランド	y y	リヒテンシュタイン	y y	カタール	y y	チュニジア	y y
ボツワナ	y y	フランス	n y	リトアニア	y y	韓国	y y	トルコ	y y
ブラジル	y y	ガボン	y y	ルクセンブルグ	y y	モルドバ	y y	トルクメニスタン	- y
ブルネイ	y y	ガンビア	- -	マダガスカル	y y	ルーマニア	a y	ツバル	y y
ブルガリア	y y	グルジア	a y	マラウイ	y y	ロシア	a -	ウガンダ	y y
ブルキナファソ	y y	ドイツ	y y	マレーシア	y y	ルワンダ	- -	ウクライナ	y y
ブルンジ	y y	ガーナ	y y	モルディブ	y y	セントクリストファー・ネビス	a -	アラブ首長国連邦	y y
カンボジア	y y	ギリシャ	a y	マリ	y y	セントルシア	y y	英国	n y
カメルーン	y y	グレナダ	y y	マルタ	y y	セントビンセント・グレナディーン	y y	タンザニア	y y
カナダ	y y	グアテマラ	y y	マーシャル諸島	y y	サモア	y y	アメリカ合衆国	n n
カーボベルデ	y y	ギニア	- y	モーリタニア	y -	サンマリノ	y y	ウルグアイ	y y
中央アフリカ共和国	y y	ギニアビサウ	y y	モーリシャス	y y	サントメ・プリンシペ	y y	ウズベキスタン	y y
チャド	- -	ガイアナ	y y	メキシコ	y y	サウジアラビア	y y	パナアツ	- y
チリ	y y	ハイチ	y y	ミクロネシア連邦	a y	セネガル	y y	ベネズエラ	y y
中華人民共和国	y a	ホンジュラス	y y	モナコ	- y	セルビア・モンテネグロ	y y	ベトナム	y y
コロンビア	y y	ハンガリー	a y	モンゴル	y y	セーシェル	- -	イエメン	y y
コモロ	y y	アイスランド	y y	モロッコ	y y	シエラレオネ	y -	ザンビア	y y
								ジンバブエ	y y

7ページからつづく

換作業を再開したことが明らかになった。また、核問題と直接に結びついてはいないが、アハマディネジャド大統領による「イスラエルは地図から抹消されなければならない」「ナチス・ドイツによるホロコーストは神話」などの問題発言が国際社会の激しい非難を浴びており、イランの国際的孤立を一層悪化させる原因となっている。

このような中、EU3か国とイランの協議が、12月21日に

約4か月ぶりにウィーンで再開される⁶。ロシアの妥協案については、12月10日にイラン原子力庁のアガザデ長官が、非公式な表明ではあるものの、受け入れに否定的な考えを示したことなどが伝えられており⁷、合意への見通しは極めて不透明である。「国際社会がイラン核問題への忍耐を失いつつある(エルバラダイ事務局長⁸」なか、瀬戸際の外交努力が続けられていく。

10ページへつづく

伝えたいこと、 あなた自身が 「感動」できて いますか？

宮島達男さん

造形美術家



撮影：今井 明

長崎で展覧会をすることになって、だったら原爆をテーマにしたものを、と思い調べているうちに、被爆した柿の木の子を育てている方がいるという話を聞いたんです。海老沼正幸さんという樹木医さんなのですが、その方に苗木を見せてもらいました。それがすごく綺麗だったんですよ。被爆2世の苗木というと、何か弱っているようなイメージがあるじゃないですか。ところがそれは青々として、ちょうど逆光からの光で葉がキラキラと揺れて、本当に綺麗だった。

その苗木の背景には被爆という悲惨な歴史があるわけですよ。にもかかわらず元気にすくすくと育っている。そのときの感激というのはすごかった。僕らの上の世代には被爆した人々がいて、僕らはそれを知らずに育っているわけで、何とかその苗木に僕らと同じ臭いを感じたんです。何かしたい、という気持ちが起こってきました。いろいろ考えて、「『時の蘇生』柿の木プロジェクト」という世を植樹していくアートワークを始めたんです。

そもそも平和運動って、なんとなく怖いし近寄りたくないじゃないですか。そういう既定概念を払拭したいという思いはありました。危機感なんてさらさら感じることはない

若い世代に対して、「伝える言葉」っていうのは新しい表現であるべきです。そうでないと単なるお説教になってしまう。アートイベントの植樹を、子どもたちが生活のリアルな場面で触れ合い、考えていく一つのきっかけにしたいと思いました。

アートっていうのは、すごく自由で、楽しいものなんです。子どもたちは楽しい思い出とともに柿の木を植えます。その記憶が強烈であればあるほど植えた柿の木に対する思いも深くなるんです。その思い出とともにすくすく成長した子どもたちが、あるときにふと「この柿の木にはこういう宿命があったんだ」と気づいてくれればいいな、と思っています。

プロジェクトには「時の蘇生」というタイトルがついています。その意味するところは、歴史をもう一度思い出させる「リバイバル」と、人間はこれからどう生きるのか、という「サバイバル」の2つの命題です。1945年の時点で、テクノロジーを中心とした人類の進歩は行き着くところまで行ってしまいました。そこから人間は再びどう生きればいいのか、この問題について考えることを未来に託していきたいという願いを込めています。

これまで日本や世界の179か所で植樹を行いました。ヨーロッパでも大きな反響を受け爆発的に広がりました。小中学校、幼稚園のほか、知的障害者の施設、病院などでも行っています。アメリカや韓国にも行きました。

このプロジェクトは僕らが何かしてあげるといっていいんです。地域によって捉え方は全然違いますし、地元の人たちがやりたいと思うことを応援するだけです。子どもたちが楽しくて、印象に残ることをやってください、とお願いするだけです。

子どもたちはまわりの大人をどんどん引っ張っていきます。大人たちは最初いぶかしげにやってくるのですが、子どもによって感化されていきます。最初は「子どもたちのために」と始める大人たち自身が楽しくなっていきます。

大事なことは「感動」です。子どもは正直ですから、大人が感動していないことに感動しません。次の世代に伝えるのは難しいことじゃない。要は、僕ら大人がどれだけ感動して、伝えたい、残していきたいって思っているかです。義務としてではなく。

僕は被爆していないから、想像するしかない。僕が語れるのは、たとえば苗木がすごく綺麗だったとかいうことです。けれど、自分がリアルに感動したことだから話せるんです。被爆者でない次の世代の人たちは、新しいリアリティ、つまり自分たちが感じたことを新しい言葉で伝えていかなければならない。

来年、植樹第一号の柿の木が10周年を迎えます。子どもたちは同窓会を企画しているそうです。木には寿命がなく、環境さえ整えば永遠に生きるそうですよ。おじいさんが孫に「これはワシが小さいときに植えた柿の木じゃ」みたいに伝えていけたらいいですね。そういう風に繋がってほしい。(談。まとめ：中村桂子)

みやじま たつお 造形美術家。京都造形芸術大学教授。今年11月、紛争、飢餓など諸問題の解決に向け、トップ・アーティストたちがアイデアを提案する「世界アーティスト・サミット」を京都で開催。

当然のこととして、イランは誠実な態度で協議に臨むべきである。しかし、より根本的な問題は、米国をはじめ核兵器国が自らの核軍縮義務を完全に履行することなく、対拡散戦略の強化に突き進んでいるという矛盾である。不拡散に向けた取り組みの強化が必要なのはもちろんであるが、「核兵器が存在すること自体が核兵器を望む者を生み出す（エルバラダイ事務局長）の言葉どおり、イラン問題の根本的解決には核兵器国の姿勢が問われている。加えて、本誌でも紹介したように、米国の対インド原子力平和利用協力などに見る「二重基準」が、イラン核問題の解決に極めて否定的な影響を与えていることを忘れてはいけない。（中村桂子）

注

- 1 <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2005/gov2005-77.pdf>
- 2 『産経新聞』9月26日。
- 3 <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2005/gov2005-87.pdf>
- 4 <http://www.reachingcriticalwill.org/political/loom/loom05/statements/us3oct.doc>
- 5 『アームズ・コントロール・トゥデイ』05年12月号。
- 6 『共同通信』12月11日。
- 7 『共同通信』12月10日。
- 8 7と同じ。
- 9 英紙『エコノミスト』03年10月16日。

ピースデポ・ワーキング・ペーパー (PDWP) の第1号が出ました。

ピースデポの調査や提案の作業を「ワーキング・ペーパー」として出版し、多くの人々が利用したり引用したりし易くしようという計画が以前からありました。やっとその第1号ができましたのでお知らせします。

日本語の場合もありますが、第1号は英語となりました。

Peace Depot Working Paper No.1 E
A Model Treaty on the Northeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone

内容

A Model Treaty and Notes

Proposal on a Three plus Three Model

by Hironmichi Uneybayashi

Comments:

A Chinese Perspective by Dingli Shen

A Mongolian Perspective by Ambassador J. Enkhsaikhan

A Korean Perspective by Wooksik Cheong

A4, 30ページ

頒価:500円(送料別) ご希望の方はピースデポまで。

日誌

2005.11.21 ~ 12.5

作成:中村桂子、林公則

DOD = 米国防総省 / IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構 / NATO = 北大西洋条約機構

11月22日 KEDO理事会、03年末から停止している北朝鮮の軽水炉建設事業の廃止で合意。

11月22日 自民党行政改革推進本部総会、防衛庁を「省」に昇格させる法案の次期通常国会での成立を目指すことと決定。

11月23日 イランのモッタキ外相、核問題をめぐる外交交渉を近く再開することで英独仏と基本合意したことを明らかに。

11月24日 IAEA理事会、イランに英独仏との交渉を再開するよう求める「議長要約」を了承。安保理への付託は見送り。(本号参照)

11月25日 ポーランドのシコルスキ国防相、冷戦時代にワルシャワ条約機構がNATOの核攻撃を受けた場合にブリュッセルなどを核兵器で反撃

することを計画していたと明らかに。

11月26日付 米ニクソン政権が70年代、「単一統合作戦計画」の実効性に疑念を抱き、限定的な核兵器使用の選択肢を模索していた経過が米公文書から判明。

11月27日 国民保護法に基づく初の実動訓練が福井県美浜町などで行われる。関西電力美浜原発へのテロ攻撃を想定。

11月28日 北朝鮮外務省報道官、軽水炉事業廃止決定を受け、米国が「政治的、経済的な補償をすべき」と発言。

11月28日付 米議会、使用済み核燃料の再処理工場建設予算を含む06会計年度エネルギー歳出予算案を可決、ブッシュ大統領が26日までに署名、成立。

11月30日 米シンクタンク、ロスアラモス国立研究所で少なくとも300千口の兵器級プルトニウムが行方不明の可能性ありとの報告書を発表。

11月30日 東京高裁で新横田基地訴訟の控訴審判決。約32億5千万円の支払いを命令。飛行差し止めは棄却。将来の損害賠償は却下。

12月2日 インタファクス通信、ロシアがイランに対空ミサイルシステム「TORM1」約30基を売却する契約が11月末に調印されたことと報じる。

12月2日 DOD、横須賀の通常型空母キティホークの後継艦として原子力空母ジョージ・ワシ

ントンを08年から配備と発表。(本号参照)

沖縄

11月22日 下地幹郎衆院議員との会談で、ローレス米副次官が普天間飛行場の空中給油機の2年内移転を明言。

11月23日 在日米軍再編に伴う在沖海兵隊指令部のグアム移転費用が1兆円以上になるといふ試算の存在が判明。

11月25日 麻生外相との会談で、稲嶺知事が沿岸案拒否方針を表明。外相は中間報告の大幅修正を否定。

11月26日 松沢神奈川県知事と稲嶺知事が会談し、日米地位協定改定の連携で一致。

11月29日 第1回在沖縄日米危機管理会議、米軍事現場での具体的協力体制で合意。

12月2日 中間報告で示された基地移設案を06年度予算案に盛り込む考え、防衛首脳明らかに。

248号発送遅延のお詫び

248号は12月15日発行の予定でしたが、大幅に発行が遅れたため、お手元に到着するのが大変遅くなってしまいました。お詫び申し上げます。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <kz-tmk@j03.itscm.net> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、津留佐和子、塚田晋一郎、中村和子、林公則、梅林宏道